

事 務 連 絡  
平成30年 4月 3日

入 札 参 加 者 各 位

妙高市長 入 村 明  
( 担 当 課 : 財 務 課 )

建設工事の入札執行における最低制限価格制度の一部改正について

平成21年7月以降入札を執行する案件において実施しています最低制限価格制度の一部を次のとおり改正します。

記

1. 最低制限価格の算出方法について、直接工事費に対する係数を変更し、発注する工種・工事内容に応じ設計額の10分の7.5から10分の9までの範囲内で設定する。

附 則

本通知は、平成30年4月3日以降入札を執行する案件において適用する。